

自然災害時の訓練の取り扱いについて

標記につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご注意ください。

記

1 訓練休講の取扱

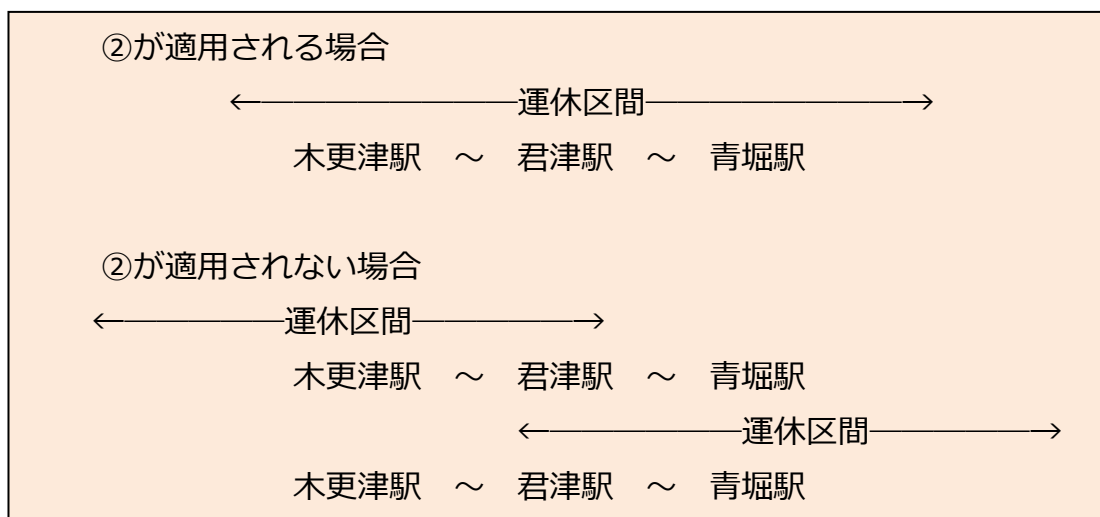
(1) 午前休講

重大な自然災害が予想される場合の訓練実施について**午前7時の時点**で以下の①または②の要件を満たしている場合、**午前中の訓練を休講**とし、自宅待機とします。

(気象庁 HP : <https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>を基準とする。)



- ① 千葉県南部地域に、(「暴風警報」、「レベル3大雨警報」の両警報) 又は(「暴風特別警報」、「レベル4大雨危険警報」、「レベル5大雨特別警報」のいずれか) が発令中の場合。
- ② 暴風、大雨等により J R 内房線の運休又は運転見合わせ区間に木更津駅～青堀駅の区間が含まれている場合。(人身事故等による場合を除き、上下線ともに君津駅への到着が不可能であること)



(2) 全日休講

午前10時の時点で、上記①又は②が継続している場合は、**全日訓練休講**とします。

午前10時までに上記①及び②が解除された場合は、午後の訓練は実施する

ので、受講者は速やかに通所して下さい。

(3) その他の災害

暴風、大雨以外の暴風雪、大雪、洪水、地震などの災害の場合は、上記に準じて取り扱います。

(4) 訓練の実施

- ① 注意報、その他警報等が発令されている場合は、原則、訓練は実施しますが、通所時には安全に十分留意し、災害の防止に努めて下さい。

なお、受講者が居住している地域に上記の警報が発令される場合もあり、通所が困難な場合は、無理をせず安全を優先し、各自の判断によって自宅待機等の処置を取って下さい。自宅待機を取る場合には、当センターに報告をして下さい。

- ② 訓練中に気象状況の悪化によって訓練の継続が困難な場合には、帰宅などの指示をしますので、担当指導員の指示に従って下さい。

2 補講

通所が困難で訓練が受けられなかった場合は、後日、7時限・調整日等で補講します。訓練休講の場合には振替訓練を実施いたします。

3 その他

- ① 通所途上において、公共交通機関の不通、道路や河川の損壊・決壊などで通所が困難な場合は、当センターに連絡して下さい。
- ② 通所が困難である旨の証明書（遅延、運休等）等が取得できれば、担当指導員に提出して下さい。
- ③ 証明書については、駅、各運行会社のホームページ等において、取得できることがあるので、運行会社に確認して下さい。

4 連絡先

君津訓練センター（ポリテクセンター君津）

【T e l】0439-57-6313（訓練課）

早朝・夜間で電話がつかない場合

【T e l】0439-52-0219（代表）